



記者配布資料

平成24年6月20日

大阪経済記者クラブ会員各位
(同時資料提供先 大阪府政記者会 大阪市政記者クラブ)

御堂筋 kappo2012 のポスターデザインコンペを実施します

【お問い合わせ先】 御堂筋 kappo 実行委員会
事務局：大阪府府民文化部 都市魅力創造局 都市魅力課 (竹田・中野)
電話 06-6210-9304

御堂筋 kappo 実行委員会(大阪商工会議所、大阪府、大阪市等で構成)では、この秋に予定しています御堂筋 kappo2012において、みんながワクワクして御堂筋に行きたくなるような「ポスター」及び「フライヤー」を作成します。つきましては、コンペ方式で「ポスターデザイン」を公募します。魅力的な「ポスターデザイン」をふるってご応募ください。

1. 概要

(1) 委託業務名

御堂筋 kappo ポスター等デザイン作成委託業務

(2) 業務内容

ア 御堂筋 kappo ポスターデザインの作成

イ アで作成したデザインの校正・修正、Adobe Illustrator 形式の印刷用原稿データ作成、組版業務

ウ 御堂筋 kappo フライヤー表紙デザインの作成

エ ウで作成したデザインの校正・修正、Adobe Illustrator 形式の印刷用原稿データ作成、組版業務

(3) 委託期間

契約締結日から平成 24 年 10 月 14 日(日曜日)まで(予定)

(4) 委託金上限

262,500 円(消費税及び地方消費税を含む)

2. 応募資格

大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されていること 他

3. スケジュール

(1) 募集開始:平成 24 年 6 月 20 日(水曜日)

(2) 応募受付:平成 24 年 7 月 30 日(月曜日)から同年 8 月 1 日(水曜日)

(3) 審査・結果発表:8 月上旬(予定)

4. 提出物

(1) 応募作品

完成版ポスター(日本工業規格 B 列 2 番)のデザイン見本を日本工業規格 A 列 3 番の大きさとでカラー出力したもの

(2) 参加申込書

5. 選定方法

御堂筋 kappo 実行委員会内で審査し、最優秀作品を 1 点決定します。

※詳細は、募集要項をご覧ください。

※御堂筋 kappo ロゴマーク・御堂筋 kappo イメージキャラクター「カッポ」等の別添画像はホームページからダウンロードできます。

※昨年のイベントの状況はホームページをご覧ください。

御堂筋 kappo ポスター等デザイン作成委託業務
コンペ募集要項

御堂筋 kappo 実行委員会

平成24年6月

御堂筋 kappo 実行委員会（以下「本委員会」といいます。）では、大阪のシンボルである御堂筋を 1 日限定で歩行者に開放し、「新しい私に、新しい大阪に、チャレンジ！」をコンセプトに、来場者の方、出展者の方の様々なチャレンジを応援するプログラムを展開し、大阪の魅力、御堂筋の魅力を体感していただくイベント、御堂筋 kappo 2012 を開催する予定です。

このたび、本委員会では、御堂筋 kappo のポスター等を作成するにあたり、みんながワクワクして御堂筋に行きたくなるような魅力的なポスターのデザインを募集します。

については、コンペ方式でポスターデザインを公募し、最優秀作品応募者とポスター及びフライヤー表紙のデザイン作成委託契約を締結します。

1 委託業務の内容

(1) 業務名

御堂筋 kappo ポスター等デザイン作成委託業務

(2) 業務内容

ア 御堂筋 kappo ポスターデザインの作成

イ アで作成したデザインの校正・修正、Adobe® Illustrator 形式の印刷用原稿データ作成、組版業務

ウ 御堂筋 kappo フライヤー表紙デザインの作成

エ ウで作成したデザインの校正・修正、Adobe® Illustrator 形式の印刷用原稿データ作成、組版業務

(3) 委託期間

契約締結日から平成24年10月14日（日）まで（予定）

(4) 委託金額の上限

262,500 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 応募資格

本業務の応募資格は、次に定める内容を全て満たす者又はグループとします。ただし、グループが応募する場合は、グループを構成する者（以下「グループ員」という。）のうち、代表となる者（以下「グループ代表者」という。）を定め、グループ員全てが次の内容を全て満たしていることとします。

(1) 平成24年8月1日（水）時点で、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

【名簿への登録についての問い合わせ先】

大阪府総務部契約局建設工事課資格審査グループ

（連絡先：〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 Tel.06-6944-6644）

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていな

いもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税にかかる徴収金を完納していること。

(6) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(7) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(8) 募集開始日から契約締結日までの期間において、次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この募集開始日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

エ 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者

オ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

3 デザイン等について

- (1) 本コンペの審査はポスターデザインで行います。フライヤーのデザインについては、ポスターの最優秀作品応募者とデザイン作成委託締結後に作成していただきます。
- (2) 完成版ポスターの大きさは、日本工業規格B列1番縦型及びB列2番縦型の2種類となり、下図例のとおりとなります。(例は昨年のもので)

作品の応募にあたって作成していただく作品見本は、B2縦の見本となります。



B2縦



B1縦(下部に掲出先指定の意匠を挿入できるスペース(縦94mm 横700mm)を設けます)

- (3) 完成版フライヤーの表紙部分の大きさは、日本工業規格A列4番縦型の1種類となります。(下図は昨年のもので)



- (4) 表現にあたっては、写真、イラスト、コンピューターグラフィックなど自由に構成して構いませんが、完成版ポスター及び完成版フライヤーのサイズで印刷したときに、それぞれ鮮明に印刷できるものとしてください。
- (5) 御堂筋 kappo 実施状況の写真(別添)をデザインに組み込むことも可能です(必ずしも使用する必要はありません)。

※注意事項

別添の画像データは、本コンペの応募作品にのみ使用することとし、他の目的で使用することを禁じます。

- (6) ポスター及びフライヤーに記載する必須情報は以下のとおりです。

- ア イベント名 「御堂筋 kappo2012」
- イ 実施日 「平成24年10月14日(日)」
- ウ 実施時間 「12時～16時」
- エ 実施場所 「御堂筋(淀屋橋～新橋) 約1.9km」

※場所がイメージできる簡易な地図やアクセス情報も表示すること
オ 主催 「御堂筋 kappo 実行委員会（大阪府、大阪市、国土交通省近畿地方整備局、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、一般社団法人関西経済同友会、公益財団法人関西・大阪21世紀協会、公益財団法人大阪観光コンベンション協会、御堂筋まちづくりネットワーク、NPO法人長堀21世紀計画の会、中之島・御堂筋SBJ連絡協議会）」

カ 御堂筋 kappo ロゴマーク（別添）

キ 御堂筋 kappo イメージキャラクター「カッポ」（別添）

※イ及びウについては、情報の内容を損なわない範囲で自由に表記して構いません（西暦を使用して表記する、アルファベット等を用いて表記する等）。

※ロゴマーク及びイメージキャラクターの画像は別添のものを使用し、改変は行わないでください。画像データは御堂筋 kappo ホームページからダウンロードできます。

【参考】御堂筋 kappo ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/toshimiryoku/kappo/index.html>

4 スケジュール

6月20日（水）	公募開始
随時	質問書の受付・回答
7月9日（月）	質問書の受付締切
17日（火）	質問書への回答期限
30日（月）～8月1日（水）	作品応募受付期間
8月上旬【予定】	審査・最優秀作品決定・発表

5 応募方法

募集期間内に、作品に必要書類を添えて提出してください。

(1) 提出期間

平成24年7月30日（月）～8月1日（水）

（各日とも午前9時30分～正午、午後1時～午後5時30分）

(2) 提出方法

郵送（郵送代行含む）又は持参してください。

郵送の場合、8月1日午後5時30分必着とします。

(3) 提出先

御堂筋 kappo 実行委員会事務局

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 37 階

（大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 都市魅力課 都市魅力推進グループ内）

電話：06-6210-9304



(4) 提出物

ア 応募作品

完成版ポスター（日本工業規格B列2番）のデザイン見本を、日本工業規格A列3番の大きさをカラー出力して提出してください。

デザイン原画での応募は無効とします。

イ 参加申込書

別紙様式2に必要な事項をもれなく記入し、応募作品の裏面に貼付してください。

(5) 応募に必要な経費等について

郵送料など、応募に必要な経費は応募者の負担とします。

6 質問事項の取扱いについて

(1) 受付方法

質問事項は、別紙様式1「御堂筋 kappo ポスター等質問票」により受け付けます。

質問は、別紙様式1を電子メールで送信された場合のみ受け付けます。口頭、電話での質問は受け付けません。

電子メールの件名は「【質問】kappo ポスター」としてください。

補足資料等のファイルを添付する場合には、マイクロソフトワード形式、マイクロソフトエクセル形式又はアドビPDF形式にしてください。

なお、電子メールのサイズは1MBを限度とします。

本委員会に質問メールが到達したら、到達確認メールを送信します。送信後、土・休日を除いて2日以内に到達確認メールが届かない場合は、電話でお問い合わせください。

※確認電話番号 06-6210-9304

(御堂筋 kappo 実行委員会事務局(大阪府 都市魅力課内))

(2) 質問提出先

toshimiryoku-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp

(3) 質問受付期間

平成24年6月20日(水)～7月9日(月)午後6時まで《必着》

受付期間外の質問は、理由の如何を問わず受け付けません。

(4) 質問の回答方法

受付けた質問の内容及び質問に対する回答は、平成24年7月17日(火)までに、御堂筋 kappo ホームページ（前掲）で公開します。公開にあたっては、質問者を特定できないようにして行います。

(5) 次のような質問に対しては回答しません。

ア 「募集要項」に対する質問者の明確な誤読

イ 「募集要項」に対する質問者の個人的な意見

ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの

エ 「募集要項」に対する質問であっても、自ら判断又は調査すべきもの

7 審査及び発表

(1) 応募書類をもとに、御堂筋 kappo 実行委員会で内容を審査し、最優秀作品を1点決定いたします。ただし、審査の結果、各賞にふさわしい提案がない場合は「該当なし」とすることがあります。

(2) 最優秀作品の応募者には、8月上旬に結果を連絡いたします。また御堂筋 kappo ホーム

ページ（前掲）でも発表します。

8 失格事項

応募者が次のいずれか1つに該当する場合は失格とします。最優秀作品を決定した後に、次のいずれか1つに該当した場合も同様に失格とします。

- (1) 資格を満たさなくなった場合もしくは資格を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 3以上の作品を提出した場合（グループ員が別途応募した場合及び他のグループのグループ員となって応募した場合も含まれます。）
- (4) 委託金額の上限額を超える金額で応募した場合
- (5) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

9 注意事項

- (1) 応募作品は未発表かつ自作のものに限ります。
- (2) 応募作品は返却しません。
- (3) 最優秀作品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、大阪府に帰属するものとします。ただし、制作者が、デザイン年鑑・作品集・ウェブサイト等で自身の作品として紹介・掲載することを制限するものではありません。
- (4) 最優秀作品の応募者は大阪ミュージアム構想「いいデザイン100プロジェクト」実施要項に定める「いいデザイン100ホームページ」に掲載することになります。詳細は「いいデザイン100プロジェクト」下記URLを参照してください。

参考 <http://www.pref.osaka.jp/toshimiryoku/osakathemuseum/100.html>

- (5) 最優秀作品が、第三者の知的財産権を侵す場合、その他本要項の規定に違反していることが判明した場合は、決定後であっても、決定を取り消します。また、類似と認められる場合も取り消す場合があります。

なお、これに伴い発生した紛争、損害等については、全て応募者が責任を負うものとし、主催者は一切の責任を負いません。

- (6) 最優秀作品のデザインを、府が補作・修正の指示をし、完成版ポスターとすることがありますので、予めご了承ください。
- (7) 応募資格を確認するために証明書等の提出を求める場合があります。
- (8) 最優秀作品応募者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、他の応募作品のうちで、審査での評価の高かった作品応募者から順に契約交渉の相手方とすることがあります。
- (9) 本件委託業務に係る契約の締結は、本事業に係る大阪府等の予算が確定し、その予算の執行が可能となることにより行うものとします。

10 御堂筋 kappo の概要について

(1) コンセプト

“新しい私に、新しい大阪に、チャレンジ！”

(2) 企画意図

御堂筋 kappo は、1日限定で歩行者に開放された大阪のメインストリート、御堂筋の魅力を体感いただく”お祭り“です。御堂筋を舞台に、来場者の方、出展者の方の様々なチャレンジを

応援するプログラムが満載です。

さあ、秋の一日、御堂筋を歩いて大阪の新しい魅力に出会いましょう。

(3) 開催日時（予定）

平成 24 年 10 月 14 日（日） 12：00～16：00 （荒天中止）

(4) 開催エリア（調整中）

淀屋橋交差点（土佐堀通）から新橋交差点（長堀通）までの 1.9Km

(5) 主催

御堂筋 kappo 実行委員会（大阪府、大阪市、国土交通省近畿地方整備局、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、一般社団法人関西経済同友会、公益財団法人関西・大阪 21 世紀協会、公益財団法人大阪観光コンベンション協会、御堂筋まちづくりネットワーク、NPO 法人長堀 21 世紀計画の会、中之島・御堂筋 SBJ 連絡協議会）

【実行委員長】大阪府知事 【事務局】大阪府都市魅力課

(6) プログラムの考え方・構成例

ア 基本プログラム

メインステージ、物産展、音楽ステージ、パフォーマンス広場、各種体験プログラム（スポーツ、子ども体験、ウォーキング）、カフェスペース、展示 PR プログラム

イ 事業者提案プログラム

※昨年度のプログラムの内容は御堂筋 kappo ホームページ（前掲）ご参照ください。

様式 1

御堂筋 kappo ポスター等質問票

平成 年 月 日

御堂筋 kappo 実行委員会
委員長 松井 一郎 様

(質問者)
所在地
商号又は名称
氏名又は担当者名

質問内容	質問理由等

※質問に対する回答は、御堂筋 kappo ホームページに公開します。個別回答はいたしません。

※記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。その際、質問票が2ページ以上になっても構いません。

様式 2

受付番号

御堂筋 kappo ポスター等デザイン作成委託業務コンペ参加申込書

平成 年 月 日

御堂筋 kappo 実行委員会 委員長 松井 一郎 様

(申込者)

所在地

商号又は名称

氏名又は代表者名

印

御堂筋 kappo ポスター等デザイン作成委託業務コンペに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、関係書類の全ての記載事項は事実と相違ないこと、「御堂筋 kappo ポスター等デザイン作成委託業務コンペ募集要項」に記載された応募資格を具備していること及び募集要項に記載された事項を遵守することを誓約します。

ふりがな						
氏名	(法人の場合は法人名、グループの場合はグループ代表者名)					
所在地	(グループの場合はグループ代表者の所在地)					
グループ名	(グループの場合のみ)					
連絡先	電 話： F A X： 電子メール： 担当者氏名：					
PR ポイント						
受託希望金額	拾	万	千	百	拾	円

(注意) 金額には、消費税及び地方消費税相当額を含むこととします。

金額は訂正しないでください。

金額記載の数字はアラビア数字としてください。

行数が足りない場合は、2枚にわたっても構いません。